

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務(保健指導等) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務(保健指導等)
②事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理 5 妊娠の届出に係る事実の確認 6 母子健康手帳の交付 7 母子健康手帳交付台帳の整備 8 母子健康手帳の再交付 9 妊産婦の訪問指導 10 低体重児の届出の受理 11 低体重児の届出に係る事実の確認 12 未熟児の訪問指導 13 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 (マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。) 14 情報提供ネットワークシステムへの妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報 15 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給および費用の徴収に関する事務
③システムの名称	1.健康管理システム 2.庁内基本情報連携システム 3.MICJET番号連携サーバー 4.電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表70、135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、160の項 (情報提供)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 母子保健係 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel0463-94-4637
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。 とくに妊娠届出や養育医療給付事務については、マイナンバーの確認から紐づけまでの事務をマニュアル化し、人為的ミスに対し対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I－1－②－事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理 5 妊娠の届出に係る事実の確認 6 母子健康手帳の交付 7 母子健康手帳交付台帳の整備 8 母子健康手帳の再交付 9 妊産婦の訪問指導 10 低体重児の届出の受理 11 低体重児の届出に係る事実の確認 12 未熟児の訪問指導	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理 5 妊娠の届出に係る事実の確認 6 母子健康手帳の交付 7 母子健康手帳交付台帳の整備 8 母子健康手帳の再交付 9 妊産婦の訪問指導 10 低体重児の届出の受理 11 低体重児の届出に係る事実の確認 12 未熟児の訪問指導 13 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 (マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。)	事前	
平成29年4月1日	I－5－②－所属長	子育て支援課長 古清水 千多歌	子育て支援課参事(兼)課長 齋藤 浩人	事前	
平成29年4月1日	I－7－請求先	伊勢原市 市民生活部 市民協働課	伊勢原市 総務部 文書法制課	事前	
平成29年4月1日	I－8－連絡先	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 母子保健担当	伊勢原市 子ども部 子育て支援課 母子保健係	事後	
平成29年4月1日	II－1－いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成29年3月21日時点	事後	
平成29年4月1日	II－2－いつ時点の計数か	平成27年5月28日時点	平成29年3月21日時点	事後	
平成30年4月1日	I－5－②－所属長の役職名	子育て支援課参事(兼)課長 齋藤 浩人	子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	I－7－請求先	TEL0463-94-4711	TEL0463-94-4867	事後	
令和1年6月28日	I－8－連絡先	TEL0463-94-4711	TEL0463-94-4637	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和2年3月13日	I－1－②－事務の概要	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 (特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	提供事務の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
令和2年3月13日	I－1－②－事務の概要	1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理 5 妊娠の届出に係る事実の確認 6 母子健康手帳の交付 7 母子健康手帳交付台帳の整備 8 母子健康手帳の再交付 9 妊産婦の訪問指導 10 低体重児の届出の受理 11 低体重児の届出に係る事実の確認 12 未熟児の訪問指導 13 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 (マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。)	1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理 5 妊娠の届出に係る事実の確認 6 母子健康手帳の交付 7 母子健康手帳交付台帳の整備 8 母子健康手帳の再交付 9 妊産婦の訪問指導 10 低体重児の届出の受理 11 低体重児の届出に係る事実の確認 12 未熟児の訪問指導 13 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 (マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。) 14 情報提供ネットワークシステムへの妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	事後	提供事務の追加のみであり、しきい値判断結果に変更がないため、重要な変更には該当しない。
令和2年3月13日	II－1－いつ時点の計数か	平成29年3月21日時点	令和2年2月1日時点	事後	事後で足りるものの任意
令和2年3月13日	II－2－いつ時点の計数か	平成29年3月21日時点	令和2年2月1日時点	事後	事後で足りるものの任意

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	I－3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第49項)	・番号法第9条第1項別表第一 第49項、第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条、第74条	事前	
令和4年11月30日	I－4. ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二(第56の2項) ・行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二(第69の2項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二(第70項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法 第19条第7号別表第二 第56の2項、第69の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法 第19条第7号別表第二 第70項、第121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条、第59条の4	事前	
令和6年12月27日	I－1－②－事務の概要	(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理 5 妊娠の届出に係る事実の確認 6 母子健康手帳の交付 7 母子健康手帳交付台帳の整備 8 母子健康手帳の再交付 9 妊産婦の訪問指導 10 低体重児の届出の受理 11 低体重児の届出に係る事実の確認 12 未熟児の訪問指導 13 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 (マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。) 14 情報提供ネットワークシステムへの妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報 15 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給および費用の徴収に関する事務	(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 保健指導の実施 2 新生児の訪問指導の実施 3 健康診査の実施 4 妊娠の届出の受理 5 妊娠の届出に係る事実の確認 6 母子健康手帳の交付 7 母子健康手帳交付台帳の整備 8 母子健康手帳の再交付 9 妊産婦の訪問指導 10 低体重児の届出の受理 11 低体重児の届出に係る事実の確認 12 未熟児の訪問指導 13 情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 (マイナポータルのお知らせ機能での通知も含む。) 14 情報提供ネットワークシステムへの妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報 15 養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給および費用の徴収に関する事務	事後	
令和6年12月27日	I－1－③－システムの名称	1.健康管理システム 2.庁内基本情報連携システム 3.MICJET番号連携サーバー	1.健康管理システム 2.庁内基本情報連携システム 3.MICJET番号連携サーバー 4.電子申請システム	事後	
令和6年12月27日	I－3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一 第49項、第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条、第74条	番号法第9条第1項 別表70、135の項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	I－4. ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) ・番号法 第19条第7号別表第二 第56の2項、第69の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) ・番号法 第19条第7号別表第二 第70項、第121項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条、第59条の4	(情報照会)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96、160の項 (情報提供)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、48、71、80、95、112、125、161の項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	II－1－いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月27日	II－2－いつ時点の計数か	令和2年2月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月27日	IV-8 人手を介在させる作業	－	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和6年12月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	様式変更による追加	事後	新様式への変更